

○大府市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付

要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の一環として、市民が行う創エネルギー・省エネルギー・蓄エネルギーの取組を積極的に支援することにより、市内における温室効果ガス排出抑制及び環境価値の共創を図るとともに、災害時の活動継続性の向上に寄与する再生可能エネルギー設備の導入を推進するため、予算の範囲内で交付する大府市住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「対象設備」とは次に掲げるものをいう。

- (1) 定置用リチウムイオン蓄電池 リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）及びインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力を繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時等に、必要に応じて電気を活用することができるものであって次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 未使用品であること。

イ リース品でないこと。

ウ 愛知県が実施する愛知県住宅用地球温暖化対策設備導入促進補助金の交付対象として指定されたものであること。

エ 施工については建築物、電気設備及びガス設備に関する関係法令に準拠していること。

- (2) 電気自動車等充電システム 電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なもので、前号アからエまでの要件を満たすものをいう。

- (3) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもので、第1号アからエまでの要件を満たすものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかを満たすもので、大府市税を滞納していないものとする。

- (1) 市内において自らが所有し、かつ、居住する住宅に対象設備を設置しようとする個人
- (2) 市内において自らの居住の用に供するため新築する住宅にあわせて対象設備を設置しようとする個人

(3) 市内において自ら居住するため市内の分譲、建売等の対象設備付き住宅を購入しようとする個人（以下「購入者」という。）。ただし、購入しようとする住宅が中古住宅の場合は、新規に対象設備を設置する場合に限る。

(4) その他市長が特に必要と認める者

2 家庭用燃料電池システムに対する補助金の交付対象となる者は、前項に規定する要件のほか、Ｊークレジット制度を利用した地球環境の保全、地球温暖化対策の推進等に寄与する事業で、市が事業者と連携して実施するもの（以下「Ｊークレジット事業」という。）に協力する者でなければならない。

3 対象設備を設置しようとする住宅が店舗等併用住宅の場合は、延床面積の２分の１以上を住宅の用に供するものに限る。

4 補助金の交付は、それぞれの対象設備について世帯ごとに１回限りとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象設備本体の費用とする。

2 補助金の額は、別表第１に掲げるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条 補助金の交付を受けようとする者は、対象設備に係る設置工事に着手する前、又は対象設備付き住宅の引渡しを受ける１４日前までに、補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 工事着工前の現況写真（購入者の場合は不要）

(2) 経費の内訳が明記されている対象設備の設置工事に係る契約書（契約書がない場合は見積書）の写し（購入者の場合は不要）

(3) 経費の内訳が明記されている建売住宅の売買契約書の写し（購入者に限る。）

(4) 設置場所の案内図

(5) 対象設備の設置概要書（第２号様式）

(6) Ｊークレジット事業に協力することを証する書類（家庭用燃料電池システムに対する補助金の場合）

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定通知）

第６条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付することを決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第３号様式）により、交付しないことを決定した者に対しては、補助金不交付決定通知書（第４号様式）によりそれぞれ通知する。

3 市長は、第１項の規定により補助金を交付することを決定した場合において、特に必要と認めるときは、当該決定に必要な条件を付することができる。

（補助金の変更申請の承認）

第７条 前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、同条第２項に規定する補助金交付決定通知を受けた後、補助金申請内容を変更する場合、又は補助事業を中止する場合は、変更又は中止を行う前に補助金変更・

中止承認申請書（第５号様式）に設置変更概要書（第６号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

２ 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、前条の規定による交付決定の内容を変更し、補助金変更・中止承認通知書（第７号様式）により、通知するものとする。

３ 交付決定者は、補助事業が予定の期間に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第８条 交付決定者は、対象設備の設置又は対象設備付き住宅の購入を完了した日から起算して６０日以内又は当該年度の２月末日（同日が市役所の閉庁日に当たるときは直前の開庁日）のいずれか早い日までに、実績報告書（第８号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）対象設備の設置に係る領収書の写し

（２）対象設備の保証書（保証開始日が分かるものに限る。）の写し

（３）対象設備の設置後の現況を示す写真（設置状況、設備本体並びに設備本体に貼付されている型式及び製造番号が分かるものに限る。）

（４）住民登録の現況が分かる書類

（５）対象設備の設置工事に係る契約書を提出していない者にあつては、当該書類の写し

（６）その他市長が必要と認めた書類

２ 対象設備の設置又は対象設備付き住宅の購入が完了した日とは、次に掲げる日のうち最も遅い日とする。

（１）対象設備の設置工事又は対象設備付き住宅の購入に係る支払が完了した日

（２）住所を定めた日

（３）対象設備の保証書に記載される保証の開始日

３ 市長は、交付決定者が第１項に規定する日までに実績報告書を提出しなかったときは、当該交付の申請を取り下げたものとみなし、その旨を当該交付決定者に通知する。

（交付額確定通知）

第９条 市長は、前条の規定により実績報告書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、交付決定者に補助金交付額確定通知書（第９号様式）により通知する。

２ 市長は、実績報告書の内容が不适当と認めたときは、期限を設け改善するよう指示することができる。

３ 前項の規定による指示に従わない場合は、補助金不交付通知書（第１０号様式）により通知する。

（補助金の請求及び交付）

第１０条 前条第１項の規定による通知を受けた者は、市長に補助金交付請求書（第１１号様式）を提出するものとする。

２ 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(取得財産の管理及び処分)

第 1 1 条 交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理し、適切な保守及び点検の実施により発電量等の維持に努めなければならない。

2 交付決定者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）に定める耐用年数の期間内において、市長の承認を受けずに取得財産を補助金の交付目的に反して使用、譲渡、交換、廃棄、貸付け又は担保として提供（以下「処分」という。）をしてはならない。

3 交付決定者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（第 1 2 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災その他災害によりやむを得ず取得財産を処分するときは、この限りでない。

4 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、処分承認通知書（第 1 3 号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 1 2 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正の行為があったとき。

(3) 前条の規定により取得財産を処分したとき。

(補助金の返還)

第 1 3 条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに関わる部分に関し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 前条第 3 号の規定により補助金を返還する場合の額は、当該補助金の全部又は法定耐用年数から既に使用した年数を減じた期間に相当する額（1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(協力)

第 1 4 条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて温室効果ガスの削減量等のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用期限)

2 この要綱は、令和 1 0 年 2 月 2 9 日までに実績報告書が提出された補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大府市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱（次項において「旧要綱」という。）の規定に基づく蓄電池の補助を受けていない者は、改正後の大府市住宅用地球温暖化対策設備導入促進費補助金交付要綱第３条の補助対象者とする。
- 3 旧要綱の規定に基づき補助金の交付を受けた住宅用地球温暖化対策設備の処分及び補助金の返還については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

対象設備	補助金の額
定置用リチウムイオン蓄電池	補助対象経費の額とし、１５０，０００円を限度とする。
電気自動車等充給電システム	補助対象経費の額とし、５０，０００円を限度とする。
家庭用燃料電池システム	補助対象経費の額とし、１００，０００円を限度とする。